

(法務委員会)

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の一層の円滑な運営等に資するため、育児休業の対象となる裁判官の養育する子の年齢を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官について育児休業の対象となる子の年齢を、一歳未満から三歳未満に引き上げる。

二、現行法下において既に育児休業をした者について、育児休業の対象となる子が三歳に達するまで再度の育児休業を認めるなどの経過措置を定める。

三、この法律は、平成十四年四月一日から施行する。